広報資料 4月分

小規模福祉施設の防火安全対策の徹底
～認知症高齢者グループホーム等の防火安全対策の徹底を！～

予防課

平成18年１月、長崎県大村市の認知症高齢者グループホームで深夜、火災が発生し、入所者７名が亡くなられるという惨事になりました。これを受けて平成19年６月、消防法施行令の一部が改正されました。この改正により、認知症高齢者グループホーム等の火災発生時に自力で避難することが困難な者が主に入所する小規模社会福祉施設において、防火管理者の選任、消防用設備等の設置による防火安全対策の強化が図られました。改正法令を遵守して、入所している方々の安全を確保し、併せて関係者が安心して入所者のケアを行うことができるようにすることが求められています。

その改正法令が、平成21年４月１日より施行されます。改正法令の趣旨をご理解いただくとともに、高齢者や障害者に関する防火安全の確保にご協力ください。

●改正内容について

このたびの改正の概要は、右上図のとおりとなっています。なお、詳しい内容については、お近くの消防署等にご相談ください。

●既存施設について

改正法令の施行にあたり、既存の施設については、設備の種類により、右表の期日までは改正前の設置基準が適用されることとなります。すなわち、それまでの間に設置工事等が必要となりますので、詳しくはお近くの消防署等にご相談ください。

●リーフレットの活用を！

改正内容をまとめたリーフレットが消防庁のホームページに掲載されていますので、ご活用ください。(http://www.fdma.go.jp/html/new/group_kaisei.pdf)

●消防用設備等の設置義務

今回の法令改正により、改正後の消防法施行令別表第一(6)項ロに定めるグループホームなどの対象施設については、次のように消火設備と警報設備の設置を義務付けられる範囲が拡大されました。

消防用設備等の種類	改正前の設置義務	改正後の設置義務
自動火災報知設備	延べ面積300m²以上の施設	すべての施設
火災通報装置（消防機関へ通報する火災報知設備）	延べ面積500m²以上の施設	すべての施設
スプリンクラー設備	延べ面積1,000m²以上の施設	延べ面積275m²以上の施設※
消火器	延べ面積150m²以上の施設	すべての施設

※延べ面積が1,000m²未満の施設では水道を利用した「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」を設置することができます。

面積による制限がなくなり、すべての施設に設置します

延べ面積が275m²以上の施設に設置します

自動火災報知設備

火災通報装置

消火器

スプリンクラー設備

●防火管理者の設置義務

改正前

		用途区分	収容人員
※ (6)項	ロ	老人福祉施設、地域活動支援センター、身体障害者福祉センター等	
(16)項 イ		複合用途の建物等のうち、その一部に(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イの用途部分を含むもの	30人以上
(16の2)項		地下街	

※　本改正は、従前の(6)項ロを(6)項ロと(6)項ハに分割し、区分を明確化したものです。
　なお、改正後の(6)項ハについては、改正前の(6)項ロと同じ設置義務となっています。

改正後

		用途区分	収容人員
※ (6)項	ロ	主として要介護状態にある者又は重度の障害者等が入所する施設、救護施設、乳児院、認知症グループホーム等	10人以上
(16)項 イ		複合用途の建物等のうち、その一部に(6)項ロの用途部分を含むものに限る	
(16の2)項		地下街（(6)項ロの用途部分を含むものに限る）	
※ (6)項	ハ	老人福祉施設、地域活動支援センター、身体障害者福祉センター等	30人以上
(16)項 イ		複合用途の建物等のうち、その一部に(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項イ、(6)項ハ、(6)項ニ、(9)項イの用途部分を含むもの（(6)項ロの用途部分を含まないものに限る）	
(16の2)項		地下街（(6)項ロの用途部分を含まないものに限る）	

●改正法令の施行日について

改正法令は平成21年4月1日に施行されます。ただし、既存施設（新築、改築工事中含む）については、経過措置として下記のような猶予期間を設けてあります（防火管理者の選任は、平成21年4月1日から必要です）。
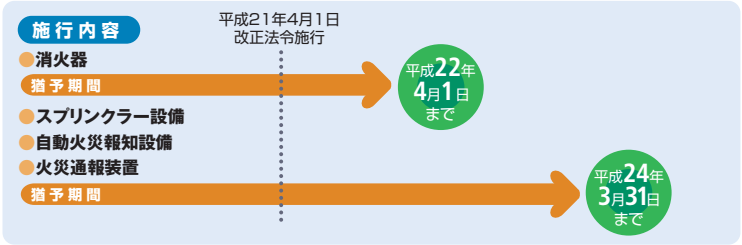
■施行日と既存施設の経過措置